「生活保護法の一部を改正する法律案」及び「生活困窮者自立支援法案」の早期成立を求める意見

平成 25 年 7 月 30 日
全　国　知　事　会

急増する稼働能力ある生活保護受給者等に対する自立支援、不正受給事案や医療扶助適正化への対応等、喫緊の課題を抱える生活保護制度の見直しについては、「生活保護制度に関する国と地方の協議」において議論がなされ、平成２３年１２月に中間とりまとめが行われた。その後、平成２５年１月には、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに係る報告書がとりまとめられた。

これらの場には、全国知事会代表の知事も参加し、実際の制度の運用を担う地方自治体の立場から制度改革に向けた具体的な提案を示すなど、積極的に関与してきた。また、全国知事会においても、社会保障常任委員会や「生活困窮者対策に関する意見交換・議論の場」を開催するなど、国と精力的に議論を重ね、円滑な制度の実現に向け意見を申し述べてきたところである。

しかし、先般の国会において、これらの議論の結果とりまとめられた「生活保護法の一部を改正する法律案」及び「生活困窮者自立支援法案」が廃案となり、生活保護基準の見直しだけが先行することとなった。このことは、生活保護基準の見直しと、生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むという改革の趣旨にそぐわないものであり、誠に遺憾である。

生活困窮者の自立の促進や、不正受給対策、医療扶助適正化への対応などはこれ以上先送りできない重要課題であり、十分な準備期間も必要なことを鑑みれば、両法案は早急に実現されるべきものである。国は、これらの法案の一日でも早い成立に向け最大限努力するよう、全国知事会として強く要請するものである。